

大都市圏における非正規労働者の就労支援体制の整備

平成24年9月

職業安定局首席職業指導官室（伊藤正史首席職業指導官）

1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

【政策体系】

基本目標：意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標：労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

施策目標：公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること（施策目標Ⅳ－1－1）

その他、以下の事業と関連がある。

—

2. 事業の内容

（1）実施主体

都道府県労働局

（2）概要

非正規労働者の集中する大都市圏等において、非正規労働者の安定した就職を支援するため、その拠点として「非正規労働者総合支援センター」等を設置し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、キャリア・コンサルティング、職業訓練の受講相談、就職セミナー、生活関連相談等の支援を総合的に実施する。

（3）目標

担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等により、非正規労働者の就職を支援すること。

（4）予算

会計区分：労働保険特別会計雇用勘定

平成25年度予算概算要求額：2,094百万円

事業全体に係る予算の推移：

(単位：百万円)

21年度	22年度	23年度	24年度
2,697	3,297	3,119	2,996

3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成20年度）

(1) 状況分析

近年、非正規労働者の数が増加するとともに、雇用者に占める非正規労働者の割合も年々高くなっている。

(2) 問題点・問題分析

非正規労働者の増加は、本人の職業能力の形成、生活の安定にとって深刻な影響を与えるばかりではなく、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金の加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等につながり、我が国の経済社会の活力を削ぐ恐れがあるため、喫緊の対応が必要である。

(3) 事業の必要性

このため、非正規労働者の集中する三大都市圏（東京、愛知、大阪）（※）に非正規労働者の安定した就職を支援するための拠点として、「非正規労働者就労支援センター（仮称）」を設置し、安定した職業に就くことを希望する者に対して、ジョブ・カード作成に係るキャリア・コンサルティングと職業訓練への参加を積極的に支援するとともに、求人情報の提供、きめ細かな職業相談、職場体験、職業紹介等様々な支援をワンストップで提供することが必要である。

※ 全非正規労働者の約半数（約930万人）が埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫の8都府県に集中している。

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

○ 行政関与の必要性の有無

非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながる事となり、我が国の経済社会の活力を削ぐ恐れがある。このため、このような社会的な課題に対して、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。

○ 国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）

非正規労働者の増加については、低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金への加入状況による生活保護世帯の増加等につながる事となり、我が国の経済社会の活力を削ぐおそれがある。このため、このような我が国全体に係る課題に対しては、国の責任に

において実施すべきものである。

○ 民営化や外部委託の可否

本事業は、能力・経験や求職活動のノウハウの不足等から安定した職業に移行することが困難な者に対する就職支援であり、国のセーフティネットとして、あらゆる職業紹介を取扱い、専門的なノウハウも有する公共職業安定所において実施することが適当である。

(2) 有効性の評価

本事業は、職業能力の形成の機会に恵まれず、通常の支援では就職が困難な者に対して、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、キャリア・コンサルティング、職業訓練の受講相談等の就職支援を通じて、より多くの非正規労働者の就職を図ることが期待される。

(3) 効率性の評価

本事業は、国のセーフティネットとして、あらゆる職業紹介を取り扱い、専門的なノウハウを有する公共職業安定所によって、既存の組織・ノウハウを活用して実施するため、費用対効果の観点からも効率的である。

5. 事後評価実施時における現状・問題分析

(1) 現状分析

平成20年末以降、世界的な金融危機の影響による雇用情勢の悪化で、派遣労働者や期間工などの非正規労働者を中心に、雇用契約の中途解除や雇止めによる大量離職が発生した。

現在、雇用情勢は持ち直しているものの、依然として厳しい状況にある中で、非正規労働者は増加を続け、雇用者に占める割合は、平成23年平均で35.2%に上昇し、比較可能な平成14年以降で最高水準となっている。

(2) 問題点

雇用者に占める非正規労働者の割合は、現状も高水準で推移しており、非正規労働者の職業能力の形成、生活の安定が図られないだけでなく、さらには低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金の加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等につながり、我が国の経済社会にとって深刻な影響がある。

(3) 問題分析

非正規労働者の増加傾向の原因は、企業側においては、需要変動に弾力的に対応するため、あるいは人件費抑制のため、非正規労働者を活用する企業が多いこと等が考えられる。

なお、労働者側においては、非正規労働者のうち正社員になりたい者の割合は、平成22年で22.3%と近年上昇傾向にある一方、非正規労働者は、景気の後退局面で正規労働者と比べて、雇用調整の対象とされやすく、雇用の安定が図られない。

この社会的な課題に対して、市場に解決を委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が関与し、適切な就職支援を推進する必要がある。

(4) 事業の必要性

上記の問題を踏まえ、非正規労働者に対する就職支援の体制を確保するため、引き続き、非正規労働者総合支援センター等において、職業能力の形成の機会に恵まれず、通常の支援では就職が困難な者に対して、担当者制によるきめ細かな就職支援を推進する必要がある。

(現状・問題分析に関連する指標)

		19年	20年	21年	22年	23年
1	雇用者に占める非正規労働者の割合	33.5%	34.1%	33.7%	34.4%	35.2%
2	雇用者に占める非正規労働者の数	1,732万人	1,760万人	1,721万人	1,756万人	1,733万人
(調査名・資料出所、備考等) (資料出所) 総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」(年平均) (備考) 東日本大震災の影響により、23年の数値は、岩手、宮城及び福島の三県を除く						

6. 事後評価の内容(必要性、有効性、効率性等)

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み(投入→活動→結果→成果)

非正規労働者総合支援センター等の設置

- 担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、キャリア・コンサルティング、職業訓練の受講相談等の支援
- 非正規労働者の職業能力の形成、就職活動の促進
- 非正規労働者の就職、生活の安定

②有効性の評価

職業能力の形成の機会に恵まれず、通常の支援では就職が困難な者に対して、担当者制によるきめ細かな就職支援は、公共職業安定所における一般職業紹介による就職率(平成23年度:27.1%)と比べても、高い就職率(平成23年度:69.2%)を上げており、引き続き、より多くの非正規労働者の就職を図ることが期待される。

③事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(2) 効率性の評価

①効率性の評価

本事業は、国のセーフティネットとして、あらゆる職業紹介を取り扱い、専門的なノウハウを有する公共職業安定所によって、既存の組織・ノウハウを活用して実施するため、費用対効果の観点からも効率的である。

②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

(4) 評価の総括（必要性の評価）

本事業は、平成20年末以降、世界的な金融危機の影響による厳しい雇用情勢の中で、非正規労働者総合支援センター等において、担当者制によるきめ細かな就職支援を推進することで、非正規労働者に対する雇用のセーフティネットとしての役割を果たすことができた。

一方で、雇用者に占める非正規労働者の割合は、現状も高水準で推移しており、非正規労働者の職業能力の形成、生活の安定が図られないだけでなく、さらには低所得に起因する未婚率の上昇や少子化の加速、低い公的年金の加入状況による将来的な生活保護世帯の増加等、我が国の経済社会にとって深刻な影響があることから、引き続き、非正規労働者に対するきめ細かな就職支援が必要とされている。

ただし、より一層、効率的な事業運営を図る必要がある。

7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成25年度予算概算要求において、事業の効率化を図った上で、所要の予算を要求する。

8. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	担当者制による就職支援を受けた者の就職率	—	—	60.9%	62.9%	69.2%
達成率		—	—	—	—	—

<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>(指標の設定理由) 本事業は、職業能力の形成の機会に恵まれず、通常の支援では就職が困難な者に対して、担当者制によるきめ細かな支援を行い、就職を図るものであるため、「担当者制による就職支援を受けた者の就職率」をアウトカム指標に設定。</p> <p>(資料出所) 厚生労働省職業安定局調べ</p>																											
<p>アウトプット指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>担当者制による支援対象者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>18,091人</td> <td>21,662人</td> <td>34,957人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">達成率</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>									19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	2	担当者制による支援対象者数	—	—	18,091人	21,662人	34,957人	達成率		—	—	—	—	—
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																					
2	担当者制による支援対象者数	—	—	18,091人	21,662人	34,957人																					
達成率		—	—	—	—	—																					
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>(指標の設定理由) 本事業は、職業能力の形成の機会に恵まれず、通常の支援では就職が困難な者に対して、担当者制によるきめ細かな支援を行い、就職を図るものであるため、「担当者制による支援対象者数」をアウトプット指標に設定。</p> <p>(資料出所) 厚生労働省職業安定局調べ</p>																											
<p>参考統計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>非正規労働者総合支援センターにおける新規求職者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>60,736人</td> <td>113,649人</td> <td>114,712人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>非正規労働者総合支援センターにおける設置数</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>14</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>									19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	1	非正規労働者総合支援センターにおける新規求職者数	—	—	60,736人	113,649人	114,712人	2	非正規労働者総合支援センターにおける設置数	—	5	14	32	32
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																					
1	非正規労働者総合支援センターにおける新規求職者数	—	—	60,736人	113,649人	114,712人																					
2	非正規労働者総合支援センターにおける設置数	—	5	14	32	32																					
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>(資料出所) 厚生労働省職業安定局調べ</p> <p>(備考) 上記1は、担当者制による支援対象者を含む総数</p> <p>平成20年度補正予算により、平成20年度末から非正規労働者総合支援センター等を順次設置。</p>																											

9. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無 厚生労働省「非正規雇用のビジョンに関する懇談会」、平成24年3月とりまとめ「望ましい働き方ビジョン」

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

ハローワークでは、非正規雇用の労働者が困難な事情を抱えながらも正規雇用による就職を果たした事例が数多く積み上げられている。こうした実績を踏まえ、今後とも非正規雇用の労働者に対する雇用のセーフティネットとして中核的役割を果たしていくことが重要。

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他

特になし